

三光合成株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、三光合成株式会社と称し、英文ではSANKO GOSEI LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂材料積層品、レジン製の製造及びそれらの合成樹脂成形品の製造並びに販売
2. 機械、電気部品の製造及び組立加工
3. 合成樹脂成形用金型の設計、製造並びに販売
4. 工業製品のデザイン、設計、試作並びに販売
5. 工業用ロボット、各種機械器具の自動制御装置の設計、製造並びに販売
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を富山県南砺市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,320万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

- 第15条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集しその議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第 30 条 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第 37 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 11 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

② 前項の金銭については、利息を付さないものとする。

(附則)

第 1 条 変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条は、なお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1. この会則は平成 18 年 8 月 29 日より一部改訂する。

2. この会則は平成 19 年 8 月 29 日より一部改訂する。

3. この会則は平成 21 年 8 月 27 日より一部改訂する。
4. この会則は平成 22 年 8 月 27 日より一部改訂する。
5. この会則は平成 29 年 8 月 29 日より一部改訂する。
5. この会則は令和 4 年 8 月 25 日より一部改訂する。